

1. 本講演の目的・趣旨

2. 原告の主張

(1) 原告が裁判で請求しているものは主に2つ。

(2) 請求の根拠となる主張

3. NHKの反論

(1) 本案前の答弁（門前払い判決をせよ、中身に立ち入るなという主張）

(2) 原告の主張に対する反論

4. 原告の再反論

(1) 本案前の答弁に対して

(2) NHKの反論に対する再反論

以上